

平成27年2月18日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

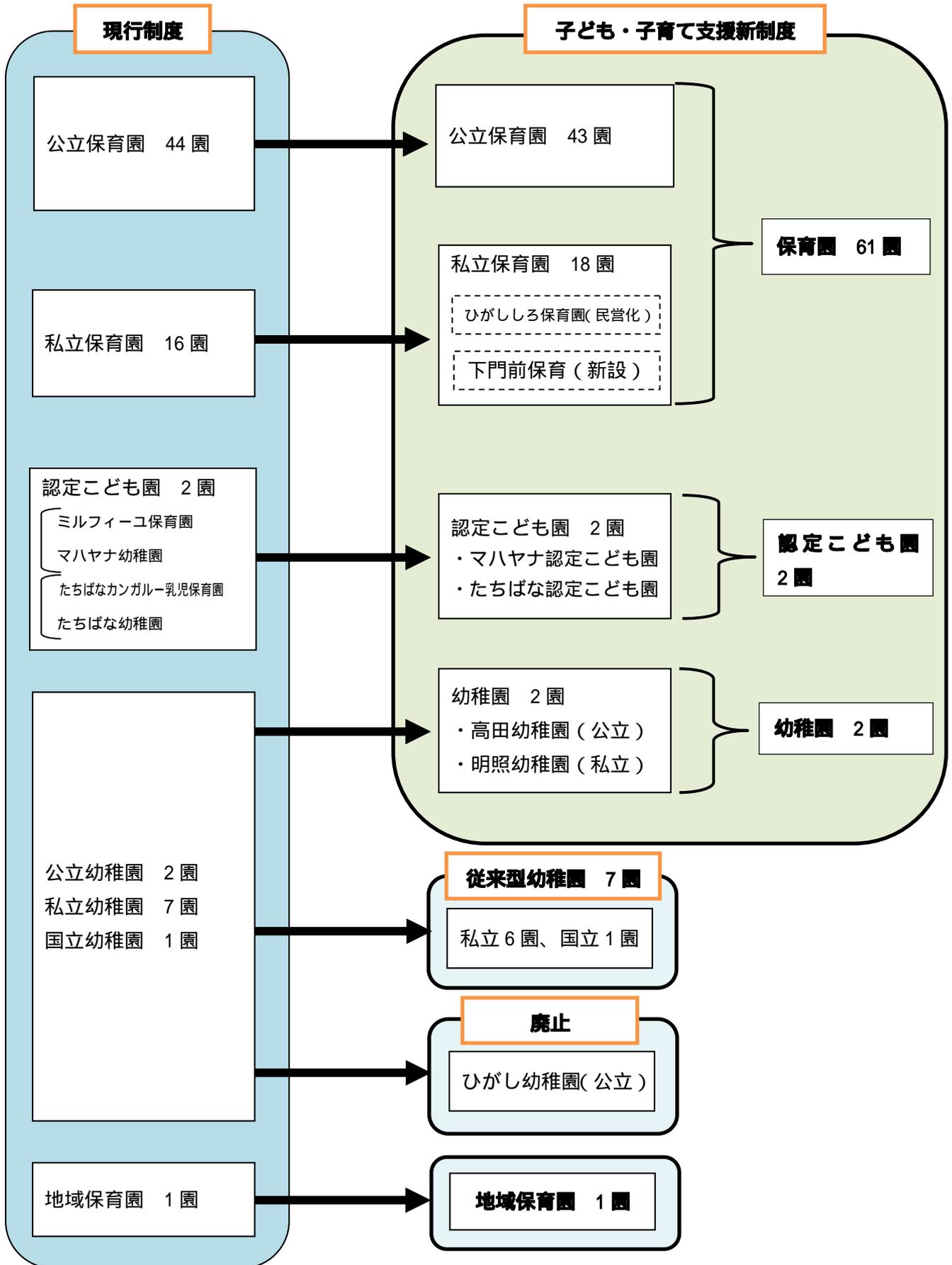
子ども・子育て支援事業計画について

- ・ 新制度へ移行する保育園、認定こども園、幼稚園の状況 1
- ・ 入園児童の状況 2
- ・ 新たな保育料の設定 3

保育園の再配置計画について

- ・ 上越市保育園の再配置等に係る計画（第2期）の概要 4
- ・ 上越市保育園の再配置等に係る計画（第2期）(案) 別冊

新制度へ移行する保育園、認定こども園、幼稚園の状況



入園児童の状況

1 支給認定の状況（2号・3号）

（単位：人）

保育を必要とする事由	新規入園児童数			在園児童数		児童数合計
	標準時間	短時間	合計	標準時間	短時間	
1 就労（在園児には育児休業中を含む）	518	293	811	2,451	1,223	4,485
2 妊娠中であるか出産後8週以内	2	1	3	15	17	35
3 保護者の疾病、障害	0	5	5	13	12	30
4 親族を常時、介護・看護する必要があること	1	11	12	11	34	57
5 災害復旧の期間中	0	0	0	0	0	0
6 求職活動	0	284	284	37	91	412
7 就学	1	1	2	5	4	11
8 その他	0	2	2	14	55	71
（1号特例 幼稚園に通えない地域）	0	2	2	0	3	5
合計	522	599	1,121	2,546	1,439	5,106

保育時間は、「標準時間（最長11時間）」と「短時間（最長8時間）」に区分され、保育を必要とする事由と1月当たりの時間等によって決定する。

2 2号・3号認定の児童数

（単位：人）

年度	区分	定員	新規入園児童数（一次申込時点）							児童数合計（新規＋在園）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27	公立	4,020	82	223	128	231	13	7	684	86	379	495	727	831	804	3,322
	私立	1,904	99	151	75	95	11	6	437	99	285	328	381	348	343	1,784
	合計	5,924	181	374	203	326	24	13	1,121	185	664	823	1,108	1,179	1,147	5,106
H26	公立	4,060	85	175	154	276	24	9	723	94	357	527	811	802	866	3,457
	私立	1,544	86	138	66	73	11	4	378	88	253	312	319	325	320	1,617
	合計	5,604	171	313	220	349	35	13	1,101	182	610	839	1,130	1,127	1,186	5,074
差引	公立	-40	-3	48	-26	-45	-11	-2	-39	-8	22	-32	-84	29	-62	-135
	私立	360	13	13	9	22	0	2	59	11	32	16	62	23	23	167
	合計	320	10	61	-17	-23	-11	0	20	3	54	-16	-22	52	-39	32

3 1号認定の児童数

（単位：人）

年度	区分	定員	児童数合計（新規＋在園）			
			3歳	4歳	5歳	計
H27	公立	110	30	39	24	93
	私立	370	103	123	127	353
	合計	480	133	162	151	446

4 地域保育園及び従来型幼稚園の児童数

地域保育園

（単位：人）

年度	定員	児童数合計（新規＋在園）			
		3歳	4歳	5歳	計
H27	45	2	5	3	10

従来型幼稚園

（単位：人）

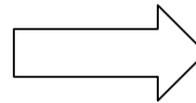
年度	定員	児童数合計（新規＋在園）			
		3歳	4歳	5歳	計
H27	1,285	現時点で未調査			-

（参考）平成26年5月1日現在の児童数は867人

新たな保育料の設定

1 現行制度と新制度の比較

項目	現行制度
階層の区分	所得税額を基に決定
階層ごとの保育料	国の階層区分 8 階層を 20 階層に細分化し、保育料を軽減
旧年少扶養控除等の取扱い	16 歳未満の子どもの人数分を控除 (1 人当たり 38 万円) した額で保育料を算定 16 歳～18 歳の子どもの人数分を控除 (1 人当たり 25 万円) した額で保育料を算定
切り替え時期	4 月～3 月 前年の所得税額で算定
標準時間と短時間の保育料	区分なし
多子軽減	保育園等に同時入園している場合、2 人目が半額、3 人目が無料 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯の場合、3 人目以降の児童が 3 歳未満で入園しているときは、1/4



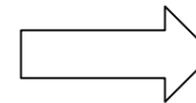
項目	新制度
階層の区分	市民税額を基に決定
階層ごとの保育料	現行制度のとおり
旧年少扶養控除等の取扱い	現行制度のとおり
切り替え時期	4 月～8 月 平成 26 年度 (平成 25 年度所得分) 市民税額で算定 9 月～3 月 平成 27 年度 (平成 26 年度所得分) 市民税額で算定
標準時間と短時間の保育料	標準時間 現行の保育料と同額で設定 短時間 国の基準に基づき、標準時間の約 98.3% で設定
多子軽減	現行制度のとおり

2 月額保育料 (案)

現行制度

(単位: 円)

階層区分			3 歳以上児の場合	3 歳未満児の場合
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			A	0
A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村	非課税世帯	保育料の特例適用世帯	B0	0
		上記以外の世帯	B	1,500
村民税の額が次の区分に該当する世帯	課税世帯	均等割のみ課税世帯	C1	6,000
		所得割課税世帯	C2	9,000
A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	4,000 円未満		D1	13,000
	7,500 円未満		D2	15,000
	20,000 円未満		D3	18,000
	30,000 円未満		D4	20,000
	40,000 円未満		D5	21,000
	50,000 円未満		D6	25,000
	60,000 円未満		D7	27,000
	72,000 円未満		D8	30,000
	85,000 円未満		D9	31,000
	103,000 円未満		D10	31,500
	155,000 円未満		D11	34,000
	303,000 円未満		D12	35,000
	413,000 円未満		D13	37,000
	734,000 円未満		D14	38,000
	734,000 円以上		D15	39,000



新制度

(単位: 円)

階層区分		3 歳以上児の場合		3 歳未満児の場合	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		A	0	0	0
市民税 非課税世帯	母子世帯等	B0	0	0	0
	その他の世帯	B	1,500	1,500	2,500
市民税均等割のみ課税世帯		C	6,000	5,900	8,500
市民税所得割額	3,000 円未満	D0	9,000	8,900	11,000
	7,800 円未満	D1	13,000	12,800	15,000
	12,000 円未満	D2	15,000	14,800	17,000
	27,000 円未満	D3	18,000	17,700	20,000
	39,000 円未満	D4	20,000	19,700	23,000
	51,000 円未満	D5	21,000	20,700	25,000
	63,000 円未満	D6	25,000	24,600	31,000
	75,000 円未満	D7	27,000	26,600	34,000
	89,400 円未満	D8	30,000	29,500	38,000
	105,000 円未満	D9	31,000	30,500	40,000
	123,300 円未満	D10	31,500	31,000	41,000
	154,500 円未満	D11	34,000	33,500	47,000
	222,100 円未満	D12	35,000	34,500	48,000
	255,100 円未満	D13	37,000	36,400	55,000
	351,400 円未満	D14	38,000	37,400	61,000
351,400 円以上	D15	39,000	38,400	64,000	

上越市保育園の再配置等に係る計画(第2期)の概要

～安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保するために～

現状・課題

施設の老朽化等

児童数の減少・偏在

保育ニーズの多様化

- ... 木造園舎の約8割が耐用年数を超過している。津波等の災害リスクへの対処
- ... 3歳未満児の就園率が上昇しており、市街地の特定の園では、希望する園に入園できない状況がある
一方、郊外の園では入園児数が減少し、集団保育がままならない状況も見受けられる
- ... 3歳未満児の就園率の高まり、児童の心身の発達支援、延長保育などの充実 保育士等の人材確保

厳しい財政状況

... 将来の財政状況を考慮すると、現在の施設数を維持していくことは困難

公立保育園と私立保育園、認定こども園、幼稚園の共存による教育・保育環境の確保

子ども・子育て支援新制度... 保育等の需要を見込み、計画的に幼児期の教育・保育施設の確保及び地域の子育て支援等の環境整備を行う

私立保育園、認定こども園、幼稚園

それぞれの特色を活かした教育・保育の実施
設置者による柔軟な運営と迅速な対応
保護者の選択肢の拡大

共存

公立保育園 (セーフティネット)

保育水準、保育環境の確保
保育需要が低く安定的な運営が難しい地域での保育の実施
配慮(支援)が必要な児童の受入れと支援
調整型(年度途中の受入れ対応をする)施設としての役割

公立保育園の再配置等に係る計画【第1期(現計画):H23～26年度、第2期:H27～H30年度、第3期:H31～H34年度】

<再配置の基本的な考え方> (公立保育園のあり方検討会意見書骨子)

規模の適正化... 適正規模の目安(概ね60人～150人) ただし、各地域の特性を斟酌したうえで柔軟に設定)

- ・大規模園... 過密化している園は、他園での受入枠の拡大等による過密化の解消
- ・小規模園... 他園での受入や統合による適度な集団保育と異年齢児童との交流の確保

規模の設定に当たっては、3歳未満児の需要拡大に対応できるよう配慮

配置の適正化... 中学校区内に最低1園以上の保育園を配置(13区では最低1園以上の保育園を確保)

中学校区内に2園以上の保育園を配置する場合は、地域性に配慮しつつ適正な規模となるよう配置
小規模園の統合は、小・中学校区などを考慮して実施

保育需要が増大する地域では、私立保育園での受入拡大を支援

子育て支援機能の確保... 7時型の延長保育及び一時預かり、子育てひろばの実施保育園を中学校区内に最低1園設置
年度途中の児童の受入や配慮が必要な児童の受入と支援体制を確保

各地域における

- ・将来的な児童数と就園児童数の推計
- ・保育ニーズ(需要)と提供体制(供給)のバランス

考慮

<民営化>

- ・安定した運営が見込める規模の保育園や私立保育園と統合する場合は民営化を検討
- ・保育の質を落とすことなく民営化するために市内の私立保育園を優先

<優先度の視点>

- ・児童の安全性の確保(自然災害リスク、老朽化等への対応)
- ・児童数の過密化や保育需要の増大、著しい児童減少への対応
- ・保護者や地域住民の意向
- ・有利な財源の活用
- ・費用対効果(民営化の意向がある場合も含む)

優先度については、左記の視点に基づき総合的に検討し、緊急性や実現可能性の高い保育園から実施

- ・平成30年度までに整備する保育園を第2期計画に搭載し具体的な取組を進める
- ・その後も各保育園の再配置について検討を進め、随時、計画に搭載しながら取組む
- 整備期間が31年度以降になるものは第3期計画にお搭載

<老朽化への対応>

- ・各保育園の整備計画を作成
- 計画的な修繕等の実施による長寿命化
- 統合等が見込まれない園では単独での建替を検討